

岐阜県知事選挙のお知らせ

●告示日 1月7日(木) ●投票日 1月24日(日)

わたしたちの住む岐阜県のリーダーを決める大切な選挙です。

より一層住みよい町となるよう、よく見、よく聞き、よく考えて投票しましょう。

選挙の執行に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を実施します。



◆養老町で投票できる人

養老町で投票できるのは、次の年齢および住所の要件を満たした養老町の選挙人名簿に登録されている人です。

- ・年齢：日本国籍を持ち、平成15年1月25日以前に生まれた人(満18歳以上)
- ・住所：令和2年10月6日以前に住民登録をし、引き続き町内に住んでいる人。

※令和2年10月7日以降に転入された人は、転入前の市町村にお問い合わせください。

- ・投票できる時間：7時～20時

◆期日前投票

投票日に何らかの理由で投票に行くことができない人は、期日前投票を行うことができます。

投票所入場券が届いている場合は、持参してください。

- ・期間：1月8日(金)～23日(土)
- ・時間：8時30分～20時
- ・場所：町役場2階研修室

※入場券が届いていない場合や紛失した場合も投票は可能ですので、投票所受付にてお申し付けください。

期日前投票にオンデマンドバスを利用される人へ

オンデマンドバスの使用料の1乗車分を免除します。

期日前投票にお越しの際は、投票所受付でお申し付けください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

◆不在者投票

滞在先でする不在者投票

投票日に仕事や出産等で養老町外に滞在する人は、滞在先の選挙管理委員会でする不在者投票ができます。あらかじめ不在者投票宣誓書・請求書で町選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。

指定病院・指定老人ホームなどに入院・入所している場合の不在者投票

指定病院や指定老人ホームなどに入院・入所しており、投票日当日に投票所まで行くことができない人は、その施設内で不在者投票を行うことができます。詳しくは病院・老人ホームなどにお問い合わせください。

郵便による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けており、一定の要件に該当する人および介護保険の被保険者証に要介護状態が「要介護5」と記載されている人は、郵便による不在者投票を行うことができます。ただし、投票を行う際には「郵便等投票証明書」が必要となりますので、あらかじめ町選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票区	投票所
高田西	産業文化会館
高田東	養老町役場
※養老北	桜井転作技術研修センター
※養老南	ふれあいセンター養老
広 幡	広幡公民館
上多度	上多度プラザ(上多度公民館)
池 辺	池辺公民館
笠 郷	就業改善センター(笠郷公民館)
小 畑	小畑公民館
多芸西	福祉センター
多芸東	多芸公民館
日 吉	日吉こども園 北園舎
室 原	日吉公民館室原分館

▲今回の岐阜県知事選挙では、前回の参議院議員通常選挙において、養老区に統合した養老北・養老南の両投票区を再び分割し、投票所を上記のとおりいたしました。お間違えのないようご注意ください。

